

関税分類について

(主に関税率表の解釈に関する通則関係)

横浜税関業務部 首席関税鑑査官

目次

- I. 関税分類とは 3～4頁
- II. HS条約について 5～9頁
- III. 関税率表の解釈に関する通則 10～24頁
- IV. 参考情報 25～26頁

※文中の意見にわたる部分は、個人的見解であることを予めお断りします。

I 関税分類とは

輸入される商品を
関税率表の一つの項目に当てはめること

- ・ 関税率表とは、商品をグループ化し、それぞれのグループごとに関税率（無税を含む。）を設定した表
 - ・ 関税率表は、部、類、項、号の順に分類が区分され、それぞれの号をさらに区分した国内細分を設けている。
 - ・ 税率に対応する番号は、項及び号の 6 桁に国内細分を加え、合計 9 桁の輸入統計品目番号で表わされる。
-
- 各国の関税率表は、HS条約（※後述）の品目表（HS）に基づいて作成されており、一般に、関税率表の 6 桁の号までを“HS-code”と称する。

関税率表の構成(部で全体を表示)

- 第1部 生きている動物及び動物性生産品
- 2 植物性生産品
- 3 動植物性の油脂等
- 4 調製食料品等
- 5 鉱物性生産品
- 6 化学工業の生産品
- 7 プラスチック、ゴム製品
- 8 皮革、毛皮及びその製品、バッグ類
- 9 木材及びその製品等
- 10 木材パルプ、紙及びその製品
- 11 紡織用纖維及びその製品
- 12 履物、帽子、傘、つえ等
- 13 石、セメント、石綿、陶磁製品、ガラス製品
- 14 真珠、貴石、貴金属及びその製品(宝飾品)
- 15 鉄、アルミ等の卑金属及びその製品
- 16 機械類
- 17 車両、航空機、船舶、輸送機器関連品
- 18 光学機器、写真用機器、測定等機器、精密機器、医療用機器、時計
- 19 武器等
- 20 雜品
- 21 美術品、収集品、こつとう

II HS条約について

HSとは、以下の略称
(Harmonized Commodity Description and Coding System)

和訳すると

“商品の名称及び分類についての統一システム”。

HS条約とは、同システムに関する国際条約をいう。

第一条（定義）

- (a) 「商品の名称及び分類についての統一システム」（以下「統一システム」という。）とは、附属書に定める項及び号の規定並びに部、類及び号の注並びに統一システムの解釈に関する通則から成る品目表をいう。
- (b) 関税率表における品目表とは、締結国が輸入物品に關税を課するため自国の法令により定める品目表をいう。

HS条約の概略

世界税関機構(WCO)が作成した条約

- 関税率表
- 貿易統計

締約国にHSの使用を義務付け(HS条約第3条)

- 1988年 発効
(※HS以前:関税協力理事会品目表(CCCN)
世界貿易の75%をカバー【米、加は使用せず】)
 - 世界貿易の98%超をカバー(WCO事務局調べ)
(200か国・地域以上が使用)
 - 条約締約国 148(147か国・地域+EU) (2013年7月2日現在)
 - HSの性格(多目的な品目表)
 - ① 関税率の設定
 - ② 国際貿易統計の編纂
 - ③ 原産地の決定
 - ④ 貿易交渉(例; WTO EPA)
- ⇒貿易制限物品のモニター
(例;オゾン層破壊物質、麻薬、廃棄物、ワシントン条約該当物品等)

主要目的:国際貿易の容易化

統一システム(HS)の構成

附属書（に定める品目表）

統一システムの
解釈に関する
通則

分類決定の原則

部注
類注
号注

定義等を規定

項及び
号の規定

個々に品名等を規定

部注、類注、号注の例

➤ 部注

16部（機械類）注1 この部には次の物品を含まない。

（b）革製品・・・

17部（車両等）注4 この部においては次に定めるところによる。

（b）水陸両用車両は、第87類の該当する項に属する

➤ 類注

84類注6 第84.82項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が0.05ミリメートル以下で、かつ、1%以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第73.26項に属する。

➤ 号注

22類号注1 第2204.10号において「スパークリングワイン」とは、温度20度における密封容器内のゲージ圧力が3バール以上のぶどう酒をいう。

項及び号の規定(例)

- HS [項番号: 最初の2桁は類の番号、4桁は類の中の位置を示す
号番号: 項は、更に2以上に分割されることがある。
(※国内法令等に基づき細分を設ける場合: 統計細分、税表細分)

項 号	統計細分	品 名
90.03		眼鏡のフレーム及びその部分品
(9003.1)		フレーム
9003.11	9003.11-000	プラスチック製のもの
9003.19		その他の材料製のもの
	9003. 19-010	1 金属製のもの
	9003. 19-020	2 その他のもの
9003. 90	9003. 90-000	部分品

[同一水準の号を示している。]

III 関税率表の解釈に関する通則 (以下、「通則」とする。)

- ・通則は、提示された物品が、表のいずれの項又は号に所属を決定するかについての原則を定めたもの
- ・通則は、1から6の原則で成っている。

通則1～5 項(4桁)の所属を決定する

通則6 号(6桁)の所属を決定する



通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

通則 1	(4桁の) 項を決定するための基本原則
通則 2	未完成又は未組立物品についての項の決定 及び項の範囲を拡大することについて定めた原則
通則 3	二以上の項に属するとみられる物品の項の決定方法を定めた 原則
通則 4	通則 3までの原則により決定できない場合の項の決定方法を 定めた原則（最も類似する物品が属する項に属する。）
通則 5	当該物品と共に提示された収納容器及び包装材料、包装容器 の取り扱いを定めた原則
通則 6	前記の原則により決定した項のうち、 (6桁の) 号を決定するための原則

通則 1

- 部、類及び節の表題は、単に参考上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、
項の規定及びこれに関する部又は類の注の規定に
従い、

かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を
除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

★品目表全体の構成、各項の規定及び部又は類の注の規定を
理解することが前提となるため、通則1は最も重要な基本原則。

通則1による HSコード4桁の分類事例

例：食品 第1部(第1類、第2類)及び第4部(第16類)

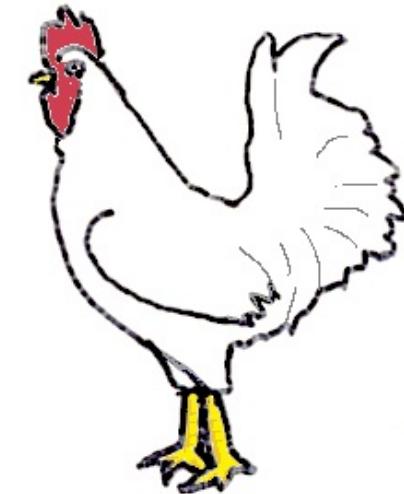
鶏及びその加工調製の段階のものを、
それぞれの項の規定により分類

01. 05項

家きん(鶏 (ガルルス・ド・メスティクス)、あひる…で、
生きているものに限る。)



分割加工、冷凍



02. 07項

肉及び食用のくず肉で、第01. 05項の家きんのもの(生鮮のもの
及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)



から揚げ粉を付け油で揚げる

16. 02項

その他の調製をした肉

例：纖維製品 第7部(第39類)、第11部(第55類、第61類)

Tシャツの主な原材料から製品までを それぞれの項の規定により分類

55. 09項

合成纖維の紡績糸

(縫糸及び小売用にしたものと除く)

丸編、縫製

カード、紡績機により撚
ることで糸にする

55. 03項

合成纖維の短纖維

原料を溶融し紡糸、束ね、短く切断

ポリエステル ペレット状の原料

39. 07項

ポリエステル(一次製品のものに限る。)



61. 09項

メリヤス編 Tシャツ

材質:ポリエステル

例：自動車エンジン関連部品 第16部(第84類)、17部

部品の構造、機能等を考慮し、部注及び項の規定により分類

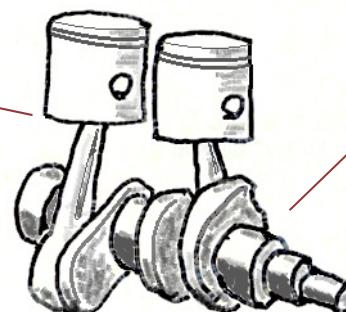
※第17部注2 この部に含まないとする部分品及び附属品についての注釈

(e)84.01項から84.79項までの機器及び部分品…

※第16部注2 機械の部分品の所属を決定するための注釈

84. 07 項
ピストン式火花点火内燃機関

ピストン・コネクティングロッド
84. 09項
84.07項のエンジンの部分品



クランクシャフト
84. 83項 伝動軸

通則2

(a) 各項に記載するいづれかの物品には、未完成の物品で、完成品として重要な特性を有するものを含む

完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む。

(b) 各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む。

特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む。

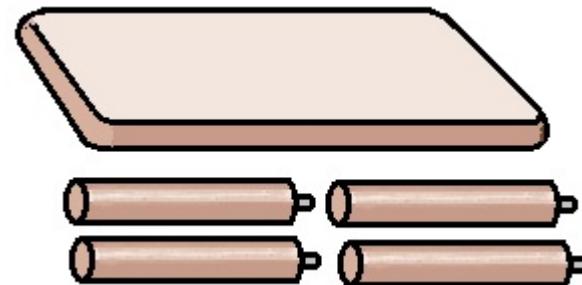
二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する。

通則2(a)の分類事例

車輪を装着していないトラック
完成品としての重要な特性を有し
ているので、完成品として第87.04項
に分類



また、提示の際に分解してある
テーブルであっても、完成品として
第94.03項に分類



通則3

2(b)により、又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。
(ただし書き、省略)
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品であって、当該物品に重要な特性を与えていたる材料または構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定できない場合は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通則3(a)の分類事例

第87. 03項の乗用自動車 に使用するタイヤ



通則1

87. 08項

部分品及び附属品(第87.01項から第
87.05項までの自動車のものに限る。)

40. 11項

ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)

通則3

(a)最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも
一般的な記載をしている項に優先する。

→**第40. 11項**に分類

通則3(b)の分類事例

金属製の写真立て 及び
50枚の写真を収納するプラス
チックシート製ポケットを有する
アルバムを結合したもの



通則1

83. 06項 卑金属製の額縁

39. 26項 その他のプラスチック製品

通則3

(b)異なる構成要素で作られた物品

重要な特性を与えていたる材料は、50枚の写真を収納するプラスチック製のアルバムと認め、

その他のプラスチック製品として**第39. 26項**に分類

通則5

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で

特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常 当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。

ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

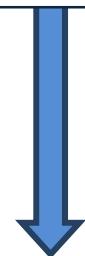
通則5(a)の分類事例

専用ケースと共に提示されたギター



通則1

92. 02項 弦楽器
42. 02項 楽器用ケース



通則5

(a) ケースは、特定の物品を収納するために特に製作しもので、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものである。

ケースはギターに含めて第92. 02項に分類

通則6

号(6桁)の所属を決定する為のルールが定められている。

- ・この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。
- ・この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

通則6

ハイブリッド自動車(第一世代)

ガソリンエンジン及び電動機とが組み合わさって作動する5人乗り自動車。エンジン:シリンダ容積1,497cm³、最大出力53キロワット、電動機:最大出力33キロワット。



通則1 87.03項 乗用自動車



通則6

エンジン及び電動機により走行が可能であるため、同一水準の号を比較すると、2つの号の分類が考えられる。

8703.2 その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。)

8703.9 その他のもの

通則3(b)を準用し、重要な特性を与えているのは内燃機関と認め、シリンダ容積1,000 cm³を超える1,500 cm³以下のものとして、
8703.22号に分類

IV 参考情報

税関ホームページ：www.customs.go.jp

1. 実行関税率表 <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
2. 輸出統計品目表 <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>
3. 関税率表解説 <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>
4. 関税分類例規集
国際分類例規(HS委員会の分類決定)及び国内分類例規を収録
5. 関税分類事例
http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm
6. 事前教示回答事例
http://www.customs.go.jp/cgi-bin/iscreate.cgi?SDB=&LANG=ja_JP,itemj

実行関税率表の参照の仕方

財務省貿易統計

Trade Statistics of Japan



検索ページ

統計表一覧
(ダウンロードページ)

報道発表資料

公表予定

よくある質問

English

ホーム > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表)

輸入統計品目表(実行関税率表)

[実行関税率表\(2014年1月版\)](#) 2014年1月1日掲載

[実行関税率表\(2013年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2013年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2012年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2012年3月版\)](#)

[実行関税率表\(2012年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2011年8月版\)](#) ←

(お知らせ: 10月1日よりWTO協定税率が一部修正されました)

[実行関税率表\(2011年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2011年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2010年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2010年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2009年6月版\)](#)

[実行関税率表\(2009年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2009年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2008年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2008年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2007年4月版\)](#)

[実行関税率表\(2007年1月版\)](#)

[実行関税率表\(2006年4月版\)](#) ←

2007 HS

※HSは5年毎に大きな改正が行われ、2002年、2007年、2012年がこれに当たる。
2002年版HSコードは、改正前の2006年4月の表により参照することができる。

2002 HS